（標準様式）

会 議 録

会議名称	令和８年度 第３回 長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
開催日時	令和８年９月 29 日（火）午前 10 時から 12 時 05 分まで
開催場所	第二庁舎 10 階　202 会議室
出 席 者	委員　　青木委員、井藤委員、水内委員、小林委員、六波羅委員、赤井委員、倉石委員、竹田委員、松本委員、綿貫委員、戸井田委員（所属、役職は別紙委員名簿のとおり） 事務局　丸山保健福祉部長、高野福祉政策課長、戸谷地域包括ケア推進課長、長野市社会福祉協議会唐木田地域福祉課長　ほか
次　　第	１　開　会 ２　会長あいさつ ３　保健福祉部長あいさつ ４　会議事項 （１）議事事項 　　第五次長野市地域福祉計画の素案について ５　その他 ６　閉　会
議事内容 及び 決定事項	【議事事項】 　第五次長野市地域福祉計画の素案について 　→素案、資料１、資料２に基づき説明し、いただいた意見を踏まえ、次回会議にて修正版を提示する。 ＜質疑応答＞ 〔委員〕 　素案 6 ページ（2）地域共生社会の実現の中に、「地域共生社会推進検討会」とあるが、どのような会議なのか注釈が必要ではないか。 〔事務局〕 　注釈について検討する。 〔委員〕 　素案 18 ページ基本目標３「包括的な支援に向けた体制・仕組みをつくる」について、記載の方向で進めてもらえればと考えているが、民生委員として、いろいろな方々を巻き込んで活動していきたいと考えている中、個人情報の取り扱いについて課題があると考えている。 〔事務局〕 　民生委員の個人情報の取り扱いは非常に難しい部分があることは認識している。この計画の中での記載は難しいと思うが、情報共有の範囲や方法について民生委員協議会等で一緒に検討したい。 〔委員〕 　素案 13 ページの表について、福祉推進「委員」となっている部分は福祉推進「員」ではないか。また、「たすけあい事業コーディネーター」ではなく、「地域たすけあい事業コーディネーター」だと思う。

	〔事務局〕 事業の名称を確認し統一する。 〔委員〕 素案16ページの市民作業部会について、４ページで「以下作業部会」と記載されていることから、「作業部会」との記載で良いのではないか。 また、素案19ページと資料２の３－２は「多様な主体による連携・協働体制の構築・強化」とあるが、61ページには「多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化」と記載があるため、「による」との記載に統一したほうが良いと思う。 加えて、素案11ページに記載の、「個人情報保護に対する意識の違い等により、困りごとを抱える住民の情報を円滑に共有できていない」について、住自協職員として、何か具体的なものがあれば教えてほしい。 〔事務局〕 例えば、避難誘導について、足が不自由という情報を知らなければ避難誘導がしにくいという側面があるが、もう一方ではその情報は個人情報なので知られたくないという意見もある。そういったように情報の捉え方には幅があるため、住自協が得たい情報を民生委員が教えてくれないというトラブルがある。 今後は、個人情報の共有できる範囲を検討する等、認識を共有する工夫を地区へ伝えながら、それぞれでの地域で解決できれば良いと思う。 〔委員〕 素案 17 ページ(4)みんながやる気で地域活動に取り組んでいる地域について、やる気がないからやっていないのではなく、時間がないからやっていないという人もいるのではないかと思う。そこで、ちょっとした時間で貢献できるような活動、薄くても関われる仕組みづくりというイメージを目指す姿として取り入れられればと思う。 〔事務局〕 ご意見を踏まえ、内容については事務局で検討する。 〔委員〕 作業部会を通じて、地域福祉に関しての考え方や共通の認識ができておらず、お互いの活動を知る機会がない中、住自協だけが地域福祉を推進すると考えられていると感じた。 地域福祉という言葉も分かりにくく、地域福祉が必要な理由の説明がないため、役だから仕方なくやっているという意識が強くなる。そのため、素案17ページ（4)、みんながやる気で地域活動に取り組んでいる地域については、地域福祉を推進するのは住自協だけでないということを記載してもらいたい。 住自協ができる前は、各種団体が、社会福祉協議会の中で推進していくという動きがあったと思うが、今は地域福祉を推進する圏域と担い手が連携できる仕組みになっているかが不明。12ページに記載されている各種機関も連携できておらず、地域福祉の推進体制として、お互いに情報交換する連携の仕組みができていないと感じる。 また、第五次長野市地域福祉計画の見直しについて、一年間という限られた

	時間で五年間を見据えた計画を策定するというスケジュールになっており、作業部会も限られた時間しか取れなかった。そこで、今回の計画では、そういった検討体制についても記載いただきたいと思う。例えば、障害福祉関係では障害福祉ネットがあり、お互いに連携しながら、解決する仕組みがあると聞いている。そういうものが地域福祉の分野ではないため、今回の見直しの中では大きく打ち出していただきたい。 〔事務局〕 まず、ご質問については住民自治圏域の話だと思うが、今回の計画の中では、圏域としてはありつつも、段々と一つにまとまっていくというイメージ。一方で現在の長野市は、ボランティアはボランティア、住自協は住自協というように、統一された形ではなく、個々がそれぞれ活動している。 これからの福祉として国が考えているのも、まとまった組織体でなく、福祉コミュニティ、民生委員というコミュニティ等がやわらかく繋がりながら、それぞれ地域福祉を推進していくというイメージである。現状を鑑みても、そういう形で地域福祉を推進する方が現実的ではないかと思い、こういった記載にした。 また、住自協だけが地域福祉を推進しているように捉えられているという点については、住自協ができたときに、住自協を地域福祉の推進基盤に位置付けるという考えがあり、現在長野市では、地域福祉の支援として、地域福祉ワーカーを住自協に位置づけている。また、それぞれの地区の事業計画を住自協で作っていることや、地域活動支援課においても、住自協を地域運営組織（RMO）に位置付けていることから、住自協を主体にした。 ただ、第四次長野市地域福祉計画では住自協や住民、事業者がやることとそれぞれ分けていたが、住自協だけが推進するものではないという趣旨から、それぞれの主体の区別はなくしている。 〔事務局〕 先ほど障害福祉分野の話があったが、障害福祉ネットという、行政と一緒に様々な施策に取り組んでいくという会議体がある。法律上、努力義務ではあるが、かなり古くから設置されており、行政と月１回の運営委員会を開いている。 また、ご指摘のとおり、今回の計画においては十分な検討期間を設けられなかったという反省点がある。会議体を計画開始時に設置するということは難しいと思うが、将来的な設置については検討していきたい。その記載方法については、事務局で調整させていただく。 〔委員〕 素案27ページ記載の部活動の「地域移行」等について、「地域展開」という呼び方が正しいと思うため、修正していただきたい。 また、同ページの「部活動の地域移行等により中学生と地域との接点が失われつつあります」について、地域で支えるという方向だと思うため、失われつつあるという表現には違和感を覚えた。加えて、「一方で生徒が主体的に活動に参加できている学校もあり、地域福祉拠点の整備は広報にとどまっています」についても、どういう意味なのかお聞きしたい。 最後に、39ページ（3）消費啓発・詐欺防止策の強化について、「消費者セン

	ター」と記載されているが、「消費生活センター」へ修正いただきたい。 〔事務局〕 語句の修正については、確認のうえ修正する。 ご質問の部活動の地域展開による中学生と地域との接点については、作業部会で意見としてあった、活動の場所が学校よりも遠くなったことにより、移動時間も長く、なかなか地域の活動をする時間がないという意見や、地区によっては、学校がボランティアに熱心であるという意見をまとめた意図であった。ご意見を踏まえ、記載については検討させていただく。 〔委員〕 部活動の地域展開の表現について、先ほどの説明を踏まえると、現在の内容では逆の意味だと思うので、修正してほしい。 確認いただきたい点や修正いただきたい点としては、次のとおり。 まず、素案 32 ページの地域住民等に期待する取組例について、第四次計画には実施主体として住自協や住民等が記載されていたが、今回は記載されていない。この意図を教えてほしい。 次に、素案 38 ページ施策推進の背景・課題に記載のある「住自協の実施率が他分野に比べて低くなっている」について、根拠を教えてほしい。 次に、素案 55 ページの基本施策には「重層的」支援体制の整備と記載があるが、資料２の３－１には、「包括的」支援体制の整備と記載されているので、記載を合わせてほしい。 また、素案 65 ページには、長野市地域福祉推進会議（予定）と記載があるが、64 ページには、予定と入っていないため、65 ページの表記に合わせたほうが良いと思う。 最後に、各論全ての構成として、冒頭に「地域が目指す姿」の記載があり、その下に、「施策推進の背景・課題」、「施策の方向」が記載されている。個人的な意見ではあるが、最初に背景・課題を示し、最後に地域の目指す姿があると理解しやすいと感じた。 〔事務局〕 まず、素案 32 ページの地域住民等に期待する取組例について、実施主体が記載されていない理由は先ほど述べたとおり。基本的には住自協に行っていただくものも多いが、地域福祉の推進が住自協のみが推進するものでないので、主体の記載をなくした。 素案 55 ページの基本施策の表記については修正し、整合がとれるようにいたします。 次に、素案 38 ページの根拠については、昨年度、第四次計画について中間評価を行った際、「暴力・虐待や人権問題等に対する理解を深めるための機会を設けているか」ということを、住自協へ質問したところ、他の設問より低い結果となっていたことから、このような表記としたもの。そういった機会を設けることも地域福祉の推進と考えており、今回記載している。 また、長野市地域福祉推進会議については、（予定）と追記させていただく。 最後に、各論の構成については改めて検討させていただく。

	〔委員〕 素案24ページ下部のボランティアの育成・活動支援について、ボランティアに携わるための支援という言葉を、ボランティアや「地域活動」に携わるための支援としてもらいたい。 そういった支援をするのが長野市ボランティアセンターだと考えているが、地域活動支援課の市民協働サポートセンターも地域活動参加への一歩を担っているため、長野市の取組として追記してもらいたい。それに関連して、素案62ページの地区を超えた連携・協働体制の充実について、この体制には市民協働サポートセンターも関わっていると考えており、取組の一つとして追記できるのであれば追記してもらえるとありがたい。 最後に、素案 34 ページに記載されている有償ボランティアという言葉について、この表現をすることで、ボランティアが安価な労働力と思われる懸念がある。 〔事務局〕 素案24ページ下部について、地域活動については追記させていただく。 長野市ボランティアセンターは、市社会福祉協議会で運営されており、行政側であることから記載しているところ、市民協働サポートセンターはどのような位置付けになるか、市の組織の中であれば追記できるが、それでなければ追記できないと思う。 〔委員〕 公設民営型である。 〔事務局〕 位置付けについて理解した。市民協働サポートセンターを取組として追記できるかどうかは、地域活動支援課と協議させていただく。 次に、有償ボランティアという言葉については、他の委員から使用方法について指摘があったものの、理解のしやすさから記載しているもの。有償ボランティアの金額イメージとしては、わずかな気持ち程度というところで、経費よりも使いやすいという意見があり、第四次から継承している文言である。一方で、有償という言葉を今後も使用するのかについては、改めて検討させていただく。 また、素案34ページに記載のあるコミュニティ・ビジネスについては、第二次計画から記載があり、それを継承していたものではあるが、作業部会においても分かりにくいという意見があったため、削除させていただく。 〔委員〕 素案 42 ページから始まる成年後見制度の利用促進について、成年後見制度を見直す法改正を踏まえ、長野市後見制度利用促進経営基本計画が修正される見込みはあるか。第五次計画がスタートする令和９年には、法改正を踏まえ、より本人ニーズを的確に捉える必要があると思う。そういった法改正に伴う内容へ修正したほうがよいのではないか。 〔事務局〕 現状の内容は担当課が確認した内容ではあるが、ご意見を踏まえて再度担当課へ確認したい。

	〔委員〕 素案 62 ページの福祉推進員への支援は非常に重要だと思う。福祉推進員は行政連絡区等から１人ずる順番に選ばれることが多いが、役割について十分に理解されていないと感じる。この福祉推進員について法律的なものがあるのか、どういう経緯で割り当てられているものなのか伺いたい。また、福祉推進員の仕事内容について、パンフレット等で周知するのはどうか。 次に、素案 32 ページの地域住民等に期待する取組例として記載のある地域福祉懇談会について、どれぐらいの地区で行われているのか教えてほしい。 素案 58、59 ページの（6）重点施策の市・関係機関の主な取組について、担当部署や関係機関が記載されていないが、検討中ということか。 〔事務局〕 まず、福祉推進員は、法律的な根拠はなく、各行政連絡区で人選いただいているもの。業務の中心がお茶のみサロンである地区がほとんどだが、住自協の福祉事業の行事、運営でも携わっている地区もある。また、社協職員が福祉推進員の役割について研修の場を設けている地区もあり、居場所づくりや見守りサポーターについても任意でお願いしている。パンフレット等の説明資料については、手引きをお渡ししているという現状である。 次に、地域福祉懇談会について、参集範囲は様々であるが、小地区（行政連絡区）単位で実施している地区がほとんどだと思う。また、素案 58、59 ページの（6）の担当部署等については、現在策定中の重層的支援体制整備事業の計画から引用し、今後追記予定である。 〔委員〕 実感として、地域の困りごとの相談先を見つけることが難しい。第五次地域福祉計画においては、相談の間口を広げられるような体制を記載できればと考えている。 〔事務局〕 福祉の相談体制については、どこの課へ相談しても、担当課へ連携して繋がるということが重層的であり、包括的であるという意味。その体制作りは、今回の計画が目指すものの１つになっているため、ご理解いただければと思う。 〔委員〕 素案 52 ページ (2) サービスの質の向上のための取組の推進に記載のある「指導監査等を通じてサービスの質を確保する取組を着実に継続し、適切なサービス提供につなげます」について、指導監査は法令や基準に基づいた指導を行うため、質の確保という面では非常に寄与するが、恒常的かというとそこまで踏み込んだ監査はなかなか難しいと感じる。 介護保険制度が 2000 年に始まった際、サービス利用実態調査として利用者やご家族に対して様々なアンケート調査を行い、その結果を事業者にフィードバックしてくれた。事業者にとっては非常に参考になり、質の向上に繋がった取組だと感じており、今回もそういった実態調査を行うのはどうか。当時と比べ、事業者数が増加していること等を踏まえると年に一回は難しいかもしれな

	いが、５年間という期間の中で、定期的に実施することを検討いただければと思う。 〔事務局〕 担当課へご意見として伝えさせていただく。 〔委員〕 地域住民等に期待する取組例について、「地域住民等」の意味が分かりにくく、取組を行う主体が誰なのか分からない。住民が主語なのかと思い読んでいると、素案 54 ページ 6「住民が気軽に話せる相談窓口設けます。」について、住民が主語でないので違和感がある。 また、同ページの 4「防災意識の醸成や災害発生時の行動等について学ぶ機会を設けます」については、長野市において行う防災関係の講演会に参加しているが、その場限りで終わってしまう印象がある。そのため、計画についても、積極的な情報発信をお願いしたい。 〔事務局〕 第四次計画までは、住民と、地域（住自協）、事業者という３つを主体として記載していた。素案５ページで、社会福祉法における地域住民の定義を記載しており、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者とある。取組の主体を曖昧にした理由は、住自協を主体にすると住自協だけが行うと思われてしまうことや、住自協と住民を主体として分けてしまうと、ボランティアとして活動される方が主体に入ってこないということがある。 また、情報発信については、多くの地区で行っているところである。情報発信の方法については地区によって異なると思うので、計画において詳細には定めず、対応したい。 〔委員〕 地域住民等の定義が素案５ページに記載されているとしても分かりにくいため、難しいとは思うが、検討いただきたい。 〔委員〕 昔は地域に老人会や婦人会等があり、お茶会等を開催していたが、現在はそういったものはなく、区費を払わず、区に入らない人もいる。また、コロナ禍以降イベントがなくなり、復活させるには非常に時間や労力が必要。住自協も、様々な行事を中止しており、子供たちが集まる場もなかなか作れないような状況。住自協が区にそれぞれの指導をしている状況だと思うが、取組について、区まで浸透させるような仕組みづくりが必要だと思う。 また、引きこもりになる理由として、公共交通機関の廃止の影響で、交通弱者が孤立するということもあると思う。電車が廃線すると、今まで移動できた人が移動できなくなり、引きこもってしまうということもあり得る。そこで、移動手段についても計画に組み込むのはどうかと感じた。 また、各地区の好事例について、具体例があると分かりやすいと思う。 〔委員〕

	素案22ページの「体制の強化」について、住自協に関することしか記載がないため、様々な人が連携できる内容を記載しないと地域福祉が推進できないのではないかと感じる。 推進組織としては、住自協を中心に、拠点が市民センター、支所、公民館などになると思うが、素案23ページ(3)地域推進拠点の整備において、地区ボランティアセンター等設置経費補助しか取組が記載されておらず、他の場所も住民活動の拠点になるということを打ち出しても良いのではないか。そういった関係組織と地域福祉の活動のすり合わせの視点が抜けている印象。 素案33ページ(1)多様な主体による支え合い活動の活性化について、今ある活動ではなく、新たな活動を展開してもらうという意味では、開発や開拓などの言葉を入れてはどうか。 素案34ページ（3）有償ボランティアについて、有償ボランティアという表現は混乱を生む可能性があるため、有償の地域福祉活動の仕組み等の表現へ修正してほしい。 素案36ページの「災害時の安全・安心」の中で追記いただきたいのは、良い効果があると聞いている避難所体験等を好事例として、紹介いただければと思った。 素案 46 ページに成年後見支援ネットワーク協議会の図があるが、実際に機能しているであれば、このような形で地域福祉におけるネットワークもできればと良いと思う。 素案64ページの計画の推進については、「長野市地域福祉推進会議」という会議があるが、実態はあるのか。そういったものがあると、意見交換する場があり、お互い学びあえるため、引き続き開催いただければと思う。また、長野市地域福祉庁内推進会議についても記載されているが、連携体制として、庁内で連携する仕組みはとても重要だと思うため、あり方について分析いただければと思う。 〔事務局〕 第四次計画の進捗管理するため、地域福祉推進会議は設置されている。 〔事務局〕 先ほどから議論されている地域福祉の支え方については根本的で、とても重要だと考えている。 障害福祉ネットを立ち上げた際、一人の障害を持った人が生まれてから老人になるまで、どうやって支えるのかということを検討し、一つの分野では支えられないため、どうするのかということが議論になった。その中で、教育分野、就労分野、医療分野等様々な課題が浮かび上がり、輪が広がっていった。その後定期的に話し合いを始め、数年かけて話し合いを続け、今の障害福祉ネットの基礎ができた。長野市のその取組は全国的に注目され、今では国においても、そういった協議会を作るよう言われるようにもなった。 このようにネットワーク立ち上げには非常に時間がかかり、それぞれの分野の思いの強い人が集まって話合いを続けたことで、完成したと感じている。地域福祉においても課題が多岐にわたり、様々な専門家の方もいらっしゃるので、そういった場を作ることには大変時間がかかると思う。現状、内容につい

	て煮詰まっていない状態のため、今回の計画に記載することで、かえって行政側がその内容に縛られてしまうと思う。そのため、今回はそういった体制作りが非常に重要だということを示していき、体制作りの方法等をしっかり議論するということで、今後様々な課題等に対応していければと思う。
会議資料	・次第 ・地域福祉専門分科会委員名簿 ・資料　第五次長野市地域福祉計画　【素案】 ・資料１　基本目標 ・資料２　施策の体系
事務局（担当課）	保健福祉部福祉政策課　地域福祉担当 電話 026-224-5028